

高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会

第3回委員会 会議要旨

日時：平成28年8月30日（月）13:00～16:00

場所：オリエンホテル高知 2階 花鳥の間

1 第2回委員会での指摘事項と対応

事務局 : 説明

(質疑無し)

2 各種調査について

事務局 : 説明

(質疑無し)

3 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測について

事務局 : 説明

(欠席委員からあらかじめ提出のあった意見を事務局が代読)

委員(代読) : 8枚目のスライドの産業振興計画による影響について、提案した私が言うのもおかしいですが、結論からいうと、考慮しないでよいのではと考え直しました。その理由は3点あります。1つ目は人口が減少していくなかで、経済成長が達成されることは中長期的には難しいと考えられるからです。また人口が減少していくことは、かなりの確率の予測がされていたと思いますが、経済成長を実現することについては、努力目標としては分かるものの、どうなるかは不明です。ここでは確実に起こる人口減少の影響、燃え殻（一般）のみを考えたほうがよいのではないかと思います。

2つ目は経済成長と最終処分量の関係について、いろいろ検討してみたのですが、データが非常に少ないため高知県のデータからは経済成長と最終処分量の間に正の相関関係があることを提示できませんでした。全国のデータでは可能かもしれませんが、全国的な傾向として、再生利用量の増加により、最終処分量が減少しているのが特徴です。これは高知県の現状とは異なると思いますので、その意味でも、高知県は独自の動きをしていると考えられ、全国のトレンドを当てはめることは難しいと思います。

3つ目は個別の産業廃棄物の将来予測値と産業活性化等による影響と

の関係について整理する必要があるだろうと思います。今の想定では、個別の産業廃棄物の将来予測値には、産業活性化等による影響が入っていないことが前提になりますが、アンケート等で将来の見込みを聞いている時点でそうした影響も考慮して回答しているとも考えられ、その場合、二重に影響を評価していることとなります。それらを考えたとき、産業活性化等による影響はとりあえず考えずに計画してもよいと個人的には思います。それよりもカウント分析のように埋立終了時期の見直し予測に上下 20% のぶれが出た場合を考えておくほうがよいと思います。例えば①実績値の平均による見込み、年あたり 1 万 700 立方メートルの場合、平成 34 年 3 月、これを平成 34 年 1 月から平成 34 年 5 月のように、幅をもたせるやり方です。台風の進路予想のようなイメージです。

委員 : ありがとうございます。おっしゃっている意見は、具体的に将来予測の計算の時に 8 ページの産業振興計画の影響を加えるのではなく、そこは外すということですか。それでよろしいですか。今回、外したものの、入れたものは、10 ページでは、どこに現れていますか？

事務局 : 今回ご提示させていただいている数字等については、前回のご指摘をいただいた内容を踏まえてということでお作りしていますので、委員のご指摘については、今は反映させたものはお示ししてございません。

委員 : 今の委員のご意見であれば、10 ページの中に 4 つのグラフがございますが、これはすべて委員のご意見をいただく前のデータですから、8 ページの計算は入っていると考えるとよろしいですね。これをさらに減らしぎみに見なければいけないと。その量は 8 ページに書いてある 401t/年、743t/年、1,097t/年ですが、それぐらい減らして見たほうがいいのかというお話です。ということは全体的にグラフが右にずれる、埋立終了時期が少し先に移動するということとなります。

今のご意見は、産業振興計画に従って産業廃棄物が増えていくという、8 ページの計算と、個別の産業廃棄物が将来どう増えるかという予測と両方がダブルでカウントされているのではないかと、産業振興計画の影響がすでに入っていて、それを踏まえたうえで、アンケート調査のなかで、産業振興を前提とした話で、これぐらい増えますということを回答されていたのではないかと、両方をいっぺんに足すとダブルカウントになるというお話でした。これについては、皆さんどう思われますか。外したほうがいいのか、このままいったほうがいいのか、ご意見があればお願いします。

委員 : 今、委員のご意見の最後にありましたように、ここに平成 34 年 3 月と言い切るのではなくて、幅を持たせたら、含まれるのではないかという気がします。

委員：ありがとうございます。今の話は、幅を持たせるというのは産業振興計画を考慮して、これぐらいの幅になるということを示していただいたほうがいいと、10 ページでいうと、赤い点線が実績値の平均による見込みということですが、埋立終了時期の見通しが一点で示されていますが、これがある程度の幅を持って期待されるという示し方がいいというご意見でよろしいでしょうか。

9 ページに表がございまして、縦に管理型産業廃棄物と書いてあって、それぞれの品目があります。それが将来、どう伸びるかが書かれていて、3 段目ぐらいに産業活性化等による影響ということで産業振興計画に 8 ページの数字が入っていて、それを縦に全部足したものが合計、将来予測になっています。この将来予測、この数字が、例えば緑のグラフの産業振興計画の影響を考慮に、幅があるという話になるのかなと思いました。

委員：幅を持たせるというのは考え方であろうかと思いますが、そういうことであれば、④のグラフの産業活性化だけではなくて、③のグラフの利用者の燃え殻（一般）につきましても、人口ビジョンはある程度期待を込めての人口推計をやっていますが、一方で国立社会保障・人口問題研究所がやっているような厳密な厳しいラインでの人口の減り具合も、当然、想定範囲にくるわけですから、そこも幅を持たせなければ整合性がとれないという気がしています。やるのであれば③④のグラフともに幅を、そうするとかなり幅が広がりますが、そこは考え方を整理しなければいけないかなと思います。

委員：ありがとうございました。燃え殻については 7 ページで新しい計算方法が示されているように人口将来予測値があって、それに基づいて燃え殻を計算していただきましたが、人口予測値にも幅があるという話でよろしいでしょうか。それも幅を持って表したほうがいいのではないかというようなご意見でした。ほかにご意見はございますか。

委員：①グラフは極端に埋立終了時期が早いですが、最終処分場が開業するまでに、どこかへ仮置き、保管されていたものが一気に出てきたということもあるでしょうから、①のグラフの場合は、平均値に組み込むのは無理があるかなと私は思います。ということは②③④のグラフそれぞれ幅を持ったもので見たのが一番いいのではないかという気がします。色でいうと、緑のグラフが中心値で、前後へ紫とオレンジのグラフという、そんな感じかなとイメージしました。

委員：ありがとうございます。10 ページのところですね。赤はこれまで実績と書いてあるところですね。この実績は非常に特殊な時期であったと、最初に貯留されていたものがどんどん入ってきたということで特殊な理由なの

で、これに幅を持たせて延長することは難しいという話で、ほかの②③④という条件においては、こういった計算自体が結果的には幅を持っている。真ん中の緑、利用者の排出見込量考慮というのが中心ぐらいで、それに対して②③の条件は、振らせたのに相当するというような理解でよろしいでしょうか。利用者の排出量見込みは、先ほどご意見をいただいたようにダブルカウントがもしあるとすれば、そういう可能性が発生すると③は、そういう可能性を除去したものと、利用者が産業振興を考えたい見込量ということになっているなら、ここに入っているから、これを中心として、もし入っていなければ紫のグラフのほうにシフトするととればいいですね。

委員 : 事務局にお伺いしたいんですが、10ページのグラフ、平成24年3月から平成25年3月までのあいだに、かなり埋立量が増えていきますよね。これは、保管していたものが、どっと入ったということですか。

事務局 : 平成24年3月から平成25年3月の赤い線の傾きが大きい状況ということですが、この時期ですと、前にも話しましたが、建設現場で埋まっていた鉱さいの影響なども大きいのではないかとこのころがございまして。

委員 : 鉱さいだけ？

事務局 : 鉱さいだけではなく、大きなところは鉱さいになります。

委員 : ほかにございせんか。

委員 : 今の増えた原因は関連法の改正も一つにあったのでは？廃石膏ボードの処分方法の見直しで急に増えたと。

事務局 : 廃石膏ボードの見直しも全体的にはございますが、急激な影響は今お話ししたことが理由です。

委員 : 廃石膏ボードの見込み量が9ページにございますが、廃石膏ボードの上にある管理型産業廃棄物の廃石膏ボードと、産業活性化等による影響の廃石膏ボード、これは2つ入っているのは、なぜでしたか。

事務局 : 管理型産業廃棄物に書いてある廃石膏ボードは、数字をご覧いただきますと将来予測値はほとんど数字が変わっていないという並びですが、こちらはエコサイクルセンターの利用者へのアンケート調査の結果でして、利用者の方の評価としては、大きく変わらないだろうということでしたが、全体の廃石膏ボード、全体の動きでいうと、建設資材として使われているものが、住宅着工件数からいうと、今後そういったものが古くなって解体されていく戸数が増えてくるだろうという見込みから、それを加味した数字ということで、それを産業活性化等による影響に書いてございます。併せて評価していただきたいと考えています。

委員 : それは上の産業振興計画による産業活性化による影響、このなかにも含

まれるんじゃないですか。廃石膏ボードがダブルカウントになっていませんか。

事務局 : 産業振興計画の影響がまったくないかとおっしゃられると、それはどうかと思いますが、大きくは解体ということですので、古い住宅が解体されるという数字を見えています。

委員 : これは前回にあった、古くなった建物が、これからどんどん更新されていくだろうという計算の推計でしたかね。もしそうだとしたら、建設混合廃棄物みたいなものが、それによってまた増えてこないと駄目なので、1つだけ、その数字を考慮するということにはならないと思います。いかがでしょうか。廃石膏ボードはエコサイクルセンターの利用者にとっては、あまり変わらないだろうという予測があって、一方で、建物の老朽化からは、これぐらい出てくるだろうと、その2つを足し合わせて予測に使っていますが、どっちが本当なのかというのは、平成 42 年では今の倍になっています。ここが正確でないと、現在の受入量の2倍ぐらいの廃石膏ボードを平成 42 年に受入れるということになっていますが、利用者のアンケート調査結果による見込み量と、建物の老朽化から出てくる量が、同じぐらいになっていて、老朽化による量がかなり大きいということになります。もう一回、下の廃石膏ボードの計算方法について教えてください。

事務局 : お手元の資料2の1ページの下側に廃石膏ボードの生産量等の動向と書いてございますが、2ページに石膏ボード工業会でまとめている昭和 24 年ごろからつくられ始めた石膏ボードの生産量の動向のグラフです。平成 9 年ごろがピークですが、ずっと高い水準で推移しているという状況がございます。3ページに、石膏ボード工業会が告示している、こちらのほうは石膏ボード生産量と、新設の住宅着工戸数の数字をまとめたものです。計算のしかたは、前回の検討会のときに、石膏ボード工業会がまとめた全国の将来見込み量から高知県の割合がどれくらいかということで、環境省の示したシェア率を基に計算して、高知県でどれくらい廃石膏ボードが発生するかというところを計算してお示した経過がございます。

委員 : そうしたときに利用者が出した廃石膏ボードの数値と、これもずっと過去から出てきているものですが、それに追加的に加えた廃石膏ボードの計算がちゃんとされているかどうか気になったのですが。本当に倍も増えるのかですね。今の解体工事の2倍の工事が発生すると、本当にそれだけの棟数が解体されるかをチェックしていただきたいのですが。

事務局 : 確認ですが、今のご指摘は、古くなった家屋が解体されて廃石膏ボードが排出されるかどうかの確認をするということでしょうか。

委員 : いえ、利用者が平成 27 年から今後、そんなに変わらないだろうと言っ

ていますよね。今の解体棟数があって、これだけの廃石膏ボードが出ています。この予測に従ってみると、平成 42 年は同じだけの廃石膏ボードが出ているわけですね。ということは、解体棟数が現在の 2 倍になっているということですよ。毎年 2 倍がずっと続いて、解体がおこなわれているというのは、本当にそれでいいのかということですね。建物も、今の 2 倍で増えているという、ずっと同じ棟数がずっと維持されているのか、あるいは減っていくかわかりませんが、いずれにしても今の棟数の 2 倍の棟数が解体されることが、本当に毎年続くか、そこをチェックしてくださいと申しあげました。ちょっと多すぎませんか。

事務局 : 先ほどご覧いただいた資料 2 の 3 ページの新築着工の床面積当たり石膏ボード生産量でも、2 倍、3 倍、4 倍と言える数字の経緯もございますので、2 倍ということがないとも言い切れないと思いますが、もう少し具体的に検証できる資料を探してみたいと思います。例えば 5 年ぐらい前に同じような資料があったときに、5 年後をどう推計していたとか、過去の資料を基に、当時の見込みと、現在の実態を比べて、今の数字をどう読んだらいいか、研究したいと思います。

委員 : 手っ取り早くは解体棟数の予測を入手して、それに石膏ボードの割合を掛けてもらったらいいですね。解体棟数は出ていると思います、建築統計か何か。毎年、どれだけの延面積が解体されているか、統計で出ています。

事務局 : 分かりました。本県は空き家も多いので、そういった資料も確認しながら調べてみたいと思います。

委員 : まだ不確定材料がいっぱいあって、10 ページの最終処分場が埋立終了する時期は、もう少し確定するには時間がかかると、幅などを考えて計算のところの見直しをして、時期についてはもう少し議論する必要があると。ただ、おおよそ平成 34 年以降に、いずれにしても埋立終了時期はやってくるということで、それを踏まえて必要性を考えなければいけないとなります。ほかにご意見はございますか。それでは将来予測の説明を続けてお願いします。

4 エコサイクルセンターの延命化策について

事務局 : 説明

委員 : 11 ページの都道府県における延命化策の実施状況のなかで、検討したほうの 6 県について書いてくださっていますが、検討していない県が気になります。どうして検討しなくても大丈夫なのかを知りたいと思いました。そういうことに対する続けるのアンケートはなかったのでしょうか。検討

していないということは、まだそういう心配がないということでしょうか。

事務局 : 今回、都道府県調査をおこなった際に、この件については、延命化を検討したことがあるかないかという選択をしていただき、検討したことがある場合は、その内容や実施の有無についてのお答えをいただく流れになっていました。検討したことがないというところにチェックが入ると、そこで調査が終了になっていて、その先の理由まで調査表になっていませんでしたので、そこが調査できておりません。

委員 : もちろん、参考になるので検討したことを聞くのはわかりますが、同じように見直しがあったりして、高知県のような条件があったにもかかわらず延命化の検討がないのは何故なのか、知りたいと思います。

事務局 : そういったご指摘もございますので、検討したことがない場合の理由についても、続けて調査したいと思います。

委員 : 廃石膏ボードとか、各県でのゴミの特質はあるかもしれませんが、同じような問題を抱えているならば、コミュニケーションを取り合って、国レベルでの開発とか、そういった意味での声を上げるためにも、そういうところを知ったうえで、情報交換をしたほうがいいなという考えがございませぬ。

事務局 : ありがとうございます。

委員 : 13 ページのセメント工場の回答のなかで、鉍さいと燃え殻で受け入れ基準を満たす性状が必要で、かつ、受け入れ条件を考慮したうえで受け入れを判断している、ここはもう少し、受け入れる側、リサイクルにするのか、量的なもの、そういった性質のものを、きちんと受け入れられるようにしていけばいける気がします、その辺の感触はどうでしょうか。

事務局 : セメント工場の回答では、もちろん最低受け入れ基準を満たす必要はございますが、そのほかサンプル確認ということで、実際の現物をセメント工場で自社の基準に合うかのチェック。処理数量ということで、比較的品質の似たものがまとまった量で入ってこない、なかなか受け入れに至らないという事情があるようでございます。

委員 : それは継続して量を確保しないといけないということですよ。例えば保管をしておいて、セメント工場に搬入するというかたち、そこら辺の具体的なことはわからないですが。

事務局 : そういうやり方もあるかと思いますが、一定の品質の確保がセメント材料として使う場合は、なかなか大事なポイントではないかと思えます。

委員 : 具体的な品質は、何を問われていますか。

事務局 : 受け入れ基準は、例えば鉍さいは一般的な性状とクロムとか銅、亜鉛と

か、個別の含有成分の基準がございまして、数値は一定の参考値ということで、いただいています。

委員： 個別にもっていくと、同じような性質のものをまとめて持って行けばうまくいくけど、なかなか複数の企業で共同して持って行くような、そういうまとめをすることがない。それこそ県が指導するところだと思います。

委員： エコサイクルセンターの延命化を図るために、そういったかたちの施設なり、一回受けて、高知県の場合、各企業からの量が少ないでしょうからまとめて管理をして、セメント工場へという流れになろうかと思いますが、そこら辺はまだお考えはないでしょうか。方向性として、県として、エコサイクルセンターとして。

事務局： 全体のなかでも中間処理施設の必要性の検討というご意見は、今までにもいただいたことがあったと思いますので、中間処理、民間の企業との競合といったことも考慮したうえで考えていく必要はあると思います。一回受入れたものを持ち出すことは、なかなか難しいと思います。

委員： 今回のように、鉾さいから煙りが出たというリスクが今後も発生するならば、今の処分場をある一つの保管施設と考えて、いろんなところから集まってきた産業廃棄物を種類ごとに分けて保管する。そのなかでまとまったロットでセメント工場に引き取ってもらって、処分場のスペースをつくって、そこに持ってくる。セメント工場で引き取ってくれないものだけ、処分場できっちり管理するとか、いわゆる、一種の貯留設備として使えば長く使えるのではないかと思います、そういう点はいかがでしょう。

事務局： エコサイクルセンターで選別、リサイクルに回せるものと回せないものを、なんらかの基準で区分して、回せないものだけを埋立てしていくということでしょうか。

委員： いや、受け入れは一番最初に、最終処分場に持ってくる前に、なるべくリサイクルできるようにセメント工場にも働きかけて、なるべく自分の発生源において、それを減らしてくださいと。その次に、それでも量的に少なければ受け入れてもらえないという話があったので、それだったら高知県の処分場に持ってきてもらって、そういうものを並べておいて、ある程度の量が集まれば、それを処分場からセメント工場に引き取ってもらえるように働きかける、そういうある種の貯留場的な機能として働かせれば処分場も長持ちするのではないかと考えられまして、それはなぜかという今回のようにちゃんと管理されていても、雨が落ちて、水が落ちるだけで、そういうことになったら、今後いろいろなリスクがあるので、リスク低減のためにもセメント工場で引き取ってくれるなら、そっちに持っていったほうが良いと思いました。

- 事務局 : 適正処理という考え方でいきますと、マニフェストをどのように取り扱うかとか、そういったアイデアについても検討をしていく材料はあろうかと思っておりますので、そういったことを一つずつ、どうすればそういうことができるか、法律で対応しなければいけない事項がちゃんとできるか、そういったことは確認しながらいきたいと思っております。
- 委員 : 委員が言われた意見は、大変なことだと思います。これから人口も減ってきます。財政的にも、相当負担が少なく、財政的に数字が落ちてくる。そういうなかで今と同じような施設をつくるとなると、四十何億円かかってくるというときに、今までのある程度、人口の減少傾向がなかったときの四十何億円と、人口が減ってくるなかでの四十何億円は、相当痛みが違ってくると思います。リサイクルできるものについては、できるだけ延命策をしていくということで、今言われたようなことを、ぜひ検討していただきたいと思っております。
- 委員 : ほかにご意見はございますか。
- 委員 : 九州のセメント工場の企業の名前がわかれば教えていただけますか。
- 事務局 : ●●(企業名)です。
- 委員 : 13ページの都道府県の回答ですが、搬入検査をして安定型の産業廃棄物でリサイクルできるものは、リサイクルしてくださいという指示をされている都道府県があるということですが、持ってこられたものを見て、これはリサイクルに回して、ここでは引き取りませんというような判断を現実的にできるのかどうかをお聞きしたいです。これはリサイクルに持って行ってくださいと現場で指示していくことができそうかどうか。
- 事務局 : 今回、都道府県の回答ということで、2つの回答をお示しさせていただきました。これについては、リサイクルに回してくださいと、受取りをせず回しているところが実際にありますが、実際のところ、持ってこられたときに、現場で言えるかどうかです。まずエコサイクル高知の場合は、直接持ってこられることはなくて、事前に予約をしていただいて、どういう廃棄物をどのくらい持っていきますという事前の予約制にしていますので、その段階であれば持ち込みについての相談、リサイクルへの転換の対応をすることは可能かと思っております。現場へ持ってこられたときに、その場でというのは難しい部分もあるかと思っておりますがエコサイクルセンターではそんなことはございません。
- 委員 : 事前に、電話等で申告されるときに、これはリサイクルできるからうちでは受け取れませんと言えるということですね。今それはされていないと。現在はすべて連絡があったものは受け入れられていると。
- 事務局 : 予約を取るときに確認していますし、初めて持ち込みされる事業者の方

については、エコサイクルセンターの利用の仕方等について、事前にお話する時間を設けさせていただいて、委員からご指摘いただいた内容についても、お話しさせていただいています。

委員 : そこでリサイクルできるものと受け入れるものを識別するのが、まだまだできるということですね。

委員 : 鉱さいで今回、煙が出たということがありますが、鉱さいはいろんな条件で入ってくると言われていますから、そのなかで管理型で受け入れられない鉱さいもあるように聞いています。その辺の検査も当然されて、どうかたちで受け入れをしているか。例えば、今回の煙が出たこと自体、そういった発火性のある特別管理廃棄物といったものも入っていたのではないかという疑問もありますが、そこはどうでしょうか。

事務局 : エコサイクル高知の場合は、先ほど契約時のご説明をさせていただきましたが、鉱さいや燃え殻、そういった廃棄物を受け入れる際には、事前に計量証明、成分の分析をしていただいて、この廃棄物はこういう成分が含まれていますと、廃棄物処理法のなかでも有害物質の基準がございますので、そういったものに該当しませんという検査成績書を添付いただいて、それを確認して契約をするようにしています。2年間だと思いますが、そういった更新の際に、検査成績書の提示を求めていますので、それでの確認と併せて受け入れ基準を示しております。例えば、燃え殻ですと火気を帯びたものは駄目です、冷ましてきてくださいとか、個別の受け入れする際の目視検査も当然しています。全てではございませんが、抜き打ち的に展開検査といたしまして、エコサイクルセンターをご覧になられたときに、最終処分場へ入る手前に広いコンクリートの広場がございましたが、あそこで一度、ダンプで降ろしてもらって、成分の抜き取りをして分析に回すこともやっけていまして、そういう面で事業者の皆さまの成分、品質についての確保には、少しでも役立っていると思います。

委員 : 申請するときの検査機関は統一されていますでしょうか。九州のセメント工場は、系列の中間施設であれば受け入れができますよね。エコサイクルセンターが申請されたものを認める場合に、工業技術センターとか、そういった統一の機関があるか、教えてください。

事務局 : ここでなければいけませんという機関の指定はございませんが、検査成績書にも信頼性が求められますので、計量証明書を発行してもらえる検査機関でやっていただき、成績書が付いています。

委員 : 13 ページのセメント工場の回答の石膏ボードのところですが、県内のセメント工場では硫黄成分が品質に影響することから、受け入れができないと書いています。九州のほうではセメント原料として使っているようす

が、リサイクルという視点でいくと、この原因がどういうことなのか。例えばお金で解決することもあるかと思います。そういうことも含めてできないのではなく、どうすればできるということまで深く追求していただいて、対応を考えていただきたいと思っています。

事務局 : 県内のセメント工場の状況、実際のところ過去に受け入れをしていたこともあったようですが、硫黄成分の取り扱いが難しく、投入するセメントの製造工程のなかで限られたところでしか投入できなくて、そこで投入する工程の管理が非常に難しいという事情があって、取り扱いが変わったと聞いています。工場により工程のやり方とか並び方が違っていると聞いていますので、工場によっては対応できる工場とか、現在の並び方のなかで、というところもあるのではないかと思います。

5 管理型産業廃棄物最終処分量の整備手法について

事務局 : 説明

委員 : 27~28 ページでは大きく4つのポイントを書いています。議論の流れからいくと、4つの順番が私の頭のなかで整理できなくて、ポイント4が一番大きい話であって、だからポイント3のような調査結果にしても、なかなか民間では難しいと。その次にポイント2があって、最後エコサイクルセンターの実績がありますというのは、公共か民間かという意味では、決して大きい話ではないので、一番下に来るのであって、流れからいくと4、3、2、1の順番ではないかというのは読んで感じたところです。

委員 : ありがとうございます。そういうご意見がございました。一番にエコサイクルセンターの実績をもってこられたのは、整備費用が非常にかかったと、これだけのものを民間が負担するのは無理であるということを最初に言われたかったと思いますが、地域的な必要性は、利用者の方が、それを一番必要としているかもしれません。ポイント4について、委員が言われたご意見を考えたうえで、並び方について、何かご意見はございますか。そういう意味では構成の示し方のことなので、本質的かということ、そうではないと思うので。

委員 : 4つの要素が駄目だということではなくて、どういう説明をしているかということだと思います。

委員 : 中間報告の案の作成ということもあるので、報告のときにどういう持っていった方が効果的かを考えなければいけないと思います。そういう面で見るとき、ポイント4が地域的要因ということで、地域としてはまず要求があり、そのあとに一番具体的なお金の話はこうであるという。現実的な話ですが、予算からといってしまうと、それだけで話が決まってしまう

うので、最後駄目押し的にお金のことを話してもいいと思います。今の委員のご意見を反映した形で中間報告については説得の仕方を考えていただきたい。

事務局 : 承知いたしました。

6 中間報告書（案）について

(1) はじめに

事務局 : 説明

委員 : ありがとうございます。ただいまのご説明に対してご意見ご質問があればお願いします。最後の3行ぐらいで、中間報告書で提示に至らなかった管理型最終処分量という言い方をして、そのあとに管理型産業廃棄物の排出量の縮減対策としているので、そのあとも処分量の縮減対策という形にしてはどうかと思いましたが、ここは排出量の縮減対策と、特にこだわっているのでしょうか。処分量と排出量は別の定義でしょうか。

事務局 : 処分量と排出量は少し意味が違うかなというところがございます。

委員 : ということは、排出量の縮減対策は、持っていく側が減らすように指導する意味を込めているということですか。

事務局 : そうです。

委員 : わかりました。排出量を発生源で減らす対策について、検討を重ねる必要があるということですね。

委員 : 委員からの指摘を考えますと、資料1の13ページの九州のセメント工場での受け入れは可能で、運搬費や分析費、処理費が高額になると書かれていますが、一つの例として、トンあたりどれくらいお金が掛かりますかという費用の算出など、ぜひそこも次のときでも結構ですので、費用がいくら掛かるかまで踏み込んで報告していただいたらありがたいと思います。

事務局 : 今、手元で持っている数字としては、処理の費用、石膏ボードを粉にしているものの処理費用がトンあたり1万5,000円という数字をいただいています。それと、運搬賃が別途掛かりますので、高知市内から九州までの距離を陸送、途中どうしても海を渡る必要がございますので、船に乗ったりして、そういうものを積み上げてみると、だいたい1トンあたり陸送の運搬賃が1万円程度、プラス船で運ぶのは別途となります。それと今現在との比較で、どれくらい違うかになってくると思います。

(2) 第1章 高知県における産業廃棄物処理の現状

事務局 : 説明

委員 : 3ページ、一般廃棄物の燃え殻、前にもお聞きしたかもしれませんが、

日高村といの町で、ずっと焼却炉で焼却された燃え殻、今までこれは保管されていたのでしょうか。それと、隣接する土佐市は、管理型最終処分場も持っているように思いますが、そこで処分をお願いすることはできないのかと。

事務局 : 周辺の一般廃棄物由来の燃え殻は、施設の立地する日高村といの町の2町村で一部、事務組合を構成しており、過去には焼却炉を持っていました。焼却炉がダイオキシンの関係で使用できなくなってからは、土佐市の広域の事務組合で焼却しており、燃やした灰を日高村といの町分に按分して、それをエコサイクルセンターに入れていたという事実です。

委員 : それを土佐市にも管理型最終処分場がありますので、そこに処分をお願いできませんかということですが。

事務局 : エコサイクルセンターを建設するにあたり、いろんな経過があるなかで、そういうところの一般廃棄物は受け入れをするという話があつてのことです。そこはなかなか難しいところです。

委員 : 最初からお約束があつたということですか。

委員 : 最初にそういう約束があつてなんでしょうが、ここが閉鎖されると、持っていく場がなくなりますよね。ここが終わってしまうと、という事情はございます。

委員 : 一般廃棄物の受け入れは、立地のお約束だろうなとずっと思っていたが、エコサイクルセンターが満杯になる現状を説明して、他の自治体の処分場へ持っていくことを相談、こういう想定外になつたと、お話しできれば少し違いますよね。延命化という意味では。

事務局 : そこを途中で状況が変わつてという相談も厳しいと思います。

(3) 第2章 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測(暫定)

事務局 : 説明

委員 : ありがとうございます。ただいまのご説明に対してご意見ご質問があればお願いします。確認ですが、10ページ11ページの5節と6節のところで延命化とリサイクル技術の動向はないという話でいいですか。延命化については、検討することとするとしているのは、次の報告までにはちゃんと出しますという意味で、今日いろいろ出てきたものは、中間報告に反映されないということでもよろしいですか。今まで我々がやってきた議論は、次の最終報告に向けての議論であるということでもよろしいですか。延命化の話で、圧縮の話もありましたし、もっと受け入れの段階からリサイクルに回るように指導するとか、ここで①から⑥までありまして、報告を聞いたりしましたが、ここの文章のなかには、検討することとするだけしか

書いていないので、確認ですが、ここの部分は、次の最終報告に向けては、しっかり出すけど、この段階では出さないという判断ですね。

事務局 : おっしゃるとおりでして、本日の検討資料のなかでは結論を出していただくまでの状態ではございませんので、中間報告書で一旦書かせていただいて、最終の報告書には内容を盛り込んでいきたいということです。

委員 : したがって7節のところで埋立終了時期の見通しのいくつかシナリオがあって、12ページに書いてあります。今のところは、こういうシナリオを書いたら、こうなったという事実を示しておりまして、「はじめに」で書いてあったように、最終の将来予測については、第5回委員会終了後、最終報告のなかにまた結論を書き込むとなっています。今の段階では、4つのシナリオについて計算したら、これぐらいになったということを報告するものです。

事務局 : 10ページの変った分の廃石膏ボードの関係ですが、全体のご意見のなかで、ここの算出根拠を解体のほうでやったらいいのではとご意見をいただきましたので、この部分については、そちらの方向での試算をやり直させていただいて、委員さん方にお示したうえで報告書にはその数字を載せさせていただきたいと思います。

委員 : そのほうがいいと思います。そこは修正が入るということで、これは予測にも影響しますので、図も変わる可能性があります。

事務局 : 産業振興計画による影響の関係ですが、先ほど利用者アンケートとの二重になるかという議論がございまして、そのことを報告書でどう整理するかですが、この場で報告書に書くように結論をつけていただくのが一点。それと、とりあえずこのまま流しておいて、最終で決定というかたちでいくのと、もう1つはそういう議論が今出ているので、最終のときにはきちんと整理するということを付記しておく、この3つの方法が考えられるのではないかと思います。そこも整理いただきたく思います。

委員 : ありがとうございます。いかがでしょうか。産業振興計画の増分を12ページのなかに、そのシナリオを入れて計算していますが、入れないほうがいいのか、取りあえず入れておくほうがいいのか。

事務局 : 8ページの数字ですね。

委員 : 今回、中間報告書は県議会に報告をされると以前伺ったと思いますが、その関係で県議会との関係で、今後、修正がありうるということが了解いただけるのであれば少し時間をかけて精査すればいいと思いますし、一度、県議会に報告したら、なかなか直しづらいのであれば、時間がないなかで直していくところだと思います。私はどちらでも特に構わないと思います。

委員 : ご意見では、後で修正がきくようだったら、取りあえず出しても無難だ

ろうけど、一回出してしまったものが引っ込みつかないなら、今は出さな
いほうがいいという意見だと思いますが。

事務局 : 最終では延命化策の影響を踏まえた将来予測というかたちを考慮して
おりますので、今回出しても最終ではないですよと、ご理解をいただけたと思
いますが、一旦、産業振興計画で数字を出すことになれば、頭に残ってま
すので、こういう意見があつて、また引き続き検討する余韻を残した書き
方のほうがよいと考えます。

委員 : 12 ページで、どのシナリオが、どの結果か分かりにくいので、下の凡例
に①②③④と書いてあるほうがわかりやすいと思いました。12 ページのグ
ラフも、先ほどのパワーポイントの 10 ページに同じグラフが出ていま
すが、ここにはシナリオの番号①②③④と書いてありますので、これを付け
加えていただいたほうがパッと見てわかりやすいと思います。それをお願い
します。

事務局 : ダブルカウントの可能性もあるので、そこを今後精査したうえで、最終
の数字を出します、といった表現では。

委員 : それが一番いいと思います。掲載することにいたします。ほかにござい
ますか。

委員 : 5 ページですが、①建設工事に伴う掘削で出現した想定外の鉱さいを受
け入れたとありますが、これはエコサイクルセンターができる前から、も
う既にあったんじゃないですか。エコサイクルセンターができた後に、こ
ういう想定外のものが出たということですか。

事務局 : もともと廃棄物処理法の施行前の時代、その当時は埋めることが法律に
抵触するようなことではなかった状況で、そういう処理をしていたところ、
建設工事によってそれが出てきたと。出てきたのはエコサイクルセンター
の開業前の話です。

委員 : 法改正があつて、その鉱さいは産業廃棄物となった。それまでは安定型
処分場でよかったのですか。

事務局 : 鉱さいは管理型最終処分場が規定だったと思います。

委員 : 一時仮置きということですか。

事務局 : 一時仮置きというより、そもそも発生した当時は、鉱さいを扱っていた
事業者さんが廃棄物処理法の施行前でしたので、自分の敷地のなかに埋め
ていたところ、工事で掘り出されたので、今の法律では産業廃棄物になり
ますので、産業廃棄物として適正に処理してください、安定型最終処分場
では駄目ですという話になりました。掘り出されたのはエコサイクルセン
ターの開業前の話です。

委員 : それに関連して、燃え殻についてはエコサイクルセンターができる前か

ら焼却灰として県外の管理型最終処分場へ持っていったわけです。鉱さいも県外の管理型最終処分場へ持っていくべきではないかと思います。それを一気に受け入れた甘さがあるのではないかと思います、そこら辺はどうでしょうか。

事務局 : この鉱さいについては、一時期は県外の管理型最終処分場に排出されていた事実があります。それがエコサイクルセンターができ、そこへ持っていく計画になったようです。

委員 : 量は多いのでその辺も、満杯になるのが早まった要因の一つと考えられるのではないのでしょうか。

事務局 : 1万1,000トンですので、はい。

委員 : 受け入れられてしまった。

委員 : しょうがないことです。

委員 : もうすでに入っているということですが、ありがとうございます。ほかに文章のなかで、ご注意いただくことはございますか。よろしければ、次の3章をお願いします。

(4) 第3章 高知県の管理型産業廃棄物最終処分の方向性

事務局 : 説明

委員 : 14ページの2節(1)③のなかで事業の継続性が書いてありますが、これは事業者がアンケート調査に答えた結果ですが、事業の継続性は、それぞれの業者の事業を継続していくためには管理型最終処分場が必要であるということなのか、エコサイクルセンターの、管理型最終処分場を持続的に継続することが必要だと言われているのか、どちらでしょうか。

事務局 : 本日お配りしている資料3の7ページに表がございます。公共関与を選んだ理由、施設の管理運営について、施設の管理運営について事業の継続性という項目がございまして、こちらを選んだ割合が全体に対して52.2%であったということの記述です。

委員 : それはこの質問のとおりだと思いますが、表現上わかりにくいので、質問が施設の管理運営についての質問ですが、僕はどちらでも捉えられると思うので、事業者がそれぞれの事業を継続するためには施設の管理運営を継続的にやらしてもらわなければいけないと思って答えているかもしれませんが、もう一つの考え方として、施設の管理運営の体制として、事業を継続的に公共管理としてやってほしいということなのか、どちらにも捉えられるのですが、この表からしても、どちらで答えられたかを判断していただきたいのですが。こういう表を埋めてくださいという話で。

事務局 : 項目を挙げて選択していただく回答でしたので。

- 委員 : 新たに管理型最終処分場を作ったときに、その事業の延長でやるかどうか、何もわからないですよね。施設を継続的に管理運営してほしいという意見で理解しました。そこを入れておいたほうがいいのではないかと、施設の管理運営について事業の継続性が必要と書いたほうがいいんじゃないでしょうか。大きな1の(2)管理型最終処分場の必要性については、全文を読んでいただきました。ここが大事だということで、全文を読んでいただいたのだと思います。この文章について、必要と判断する過程について書いてありますが、こういう事実があって、その結果必要だという言い方になっているかどうか、検討していただきたいと思います。調査した結果とか、現状の処分量がどれくらいあって、将来どう伸びるか、事実を挙げたうえで委員会の判断として新たな施設を整備する必要があると、その根拠と結論をしっかりと文章のなかに書き込まなければいけないですが、そのような文章になっているかどうか、ご意見をお願いします。
- 委員 : 資料1の27~28ページの4つのポイントを、この15ページの文章の要素と、過不足があるような気がしています。中間報告書(案)15ページの文章、ポイント2とかポイント3が入っていますが、ポイント1とポイント4は入っていないと、この辺りの差異は、どうして生じたのでしょうか。
- 委員 : 委員のおっしゃった27、28のスライドは15ページの整備手法のところでは公共が関与する必要があるということですね。
- 委員 : ポイント1からポイント4を総合的に判断して公共関与となっているのですが、これには2と3しか載っていませんので、どちらで説明するかを、もう一回整理しなければいけないと思います。
- 事務局 : ただいまご指摘いただきましたように、資料1の27~28ページの4つのポイントの内容が本編、中間報告書(案)の15ページには、ポイント2とポイント3しか書かれていませんので、1と4の視点も入れて、この内容を見直したいと思います。
- 委員 : 説明の順番も考慮しながら15ページの報告書の文章も、それに併せてつくっていただくということでお願いします。ほかにございますか。
- 委員 : 14ページ、上から4行目位がとてもよかったと思いますが、見学会を行うなど、私たち県民にとっては一般廃棄物の向こう側にあつて、あまり知らなかったのですが、候補地選定などのことを考えると、現状をよく知ったうえでということが必要ですから、ちゃんとしていただいて、エコサイクルセンターができたのは環境省のモデル事業だと前にお伺いしました。事故がなければ次の選定にも生かされるであろうことなので、今日最初に説明された発煙のことも原因究明をきちんと説明していただくと、私たちもより分かりやすくなると思いますので、その点よろしくお願いします。

(第4回委員会の日程調整の説明)

事務局 : 委員長、ありがとうございました。委員の皆さま、本日は長時間のご検討ありがとうございました。これで第3回マスタープラン検討委員会を終了します。